

一般社団法人ソフトマーケット協会定款

第一章総則

(名称)

第一条 当会は、「一般社団法人ソフトマーケット協会」(通称 SMG)と称す。

(運営)

第二条 当会の運営は、会員全員参加にておこなう。

(事務所)

第三条 当会の事務所を、大阪府吹田市泉町 2-47-8 5F に置く。

(目的)

第四条 当会は、成人向け映像ソフトに関するすべての情報を共有し、会員相互の利益向上を目的とする。

(活動内容)

第五条 一、成人向け映像ソフトの各会員店舗での情報を公開し、情報を共有する。
二、成人向け映像ソフトの各会員店舗での販売データを集計し、会員に集計結果を提供する。
三、成人向け映像ソフトを取り扱うことに対しての問題に関して、相談できる場所の提供をする。

第二章会員

(入会)

第六条 一、当会に入会しようとするものは、別紙に定める入会申込書に記入し、該当地区の担当理事に申し込むこととする。
二、前項の申し込みがあった場合、担当理事は速やかに次回の理事会で報告し、入会審査の要請をしなければならない。
三、理事会の入会審査において理事の2/3以上の承認を得て入会することが出来る。

(会員の単位)

第七条 一、当会の会員の単位とは、成人向け映像ソフトを販売している店舗単位で有る。
二、同法人・同個人での複数店舗を所有されている方の入会は、所有されるすべての店舗での入会以外は承認出来ない。

(会則)

第八条 一、会員店舗において、当会指定の「㈱ポラリス」社製のPOSシステムを使用しなければならない。
二、前項のPOSシステムを当会指定の本部サーバーに接続し、売上データを本部に提供しなければならない。
三、会員独自で成人向け映像ソフトに関する情報を保有する場合、その情報を他の会員に対して開示し共有しなければならない。
四、当会で知り得た情報を会員以外に提供してはならない。

(会費)

第九条 会費は月額、¥30000とする。

(会員の資格の損失)

第十条 会員が次の各項に一つでも該当する場合には、その資格を損失する。
一、退会届を提出したとき。
二、会員の運営する店舗が消滅したとき。
三、当会が消滅したとき。

四、継続して2ヶ月以上の会費を滞納したとき。

五、除名されたとき。

(退会)

第十一条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第十二条 会員が次の各項の一つでも該当する場合には、理事会の議決により、除名させることが出来る。

一、この定款に違反したとき。

二、理事会においての雑則（議決事項）に違反したとき。

三、当会の名誉を傷つけたとき、当会の目的に反する行為をしたとき。

四、当会で知り得た情報を会員以外に提供したとき。

(退会による罰則)

第十三条 会員が退会する原因として第十条①④⑤項に該当する場合は、下記の金額を当会に対して支払わなければならない。

*第十一条、において会員が以後、映像ソフトの販売に携わらない場合は罰則を免除する。

一、当会に入会后、一年以内の退会 ￥3000000-

二、当会に入会后、一年以上二年以内の退会 ￥2000000-

三、当会に入会后、二年以上三年以内の退会 ￥1000000-

第三章役員

(理事及びブロック長の員数)

第十四条 当会に次の役員を置く。

一、理事 7名

二、理事のうち一名を代表理事とする。

(理事の選任)

第十五条 一、理事は、総会において選任する。

二、代表理事は、理事会において選任する。

(職務)

第十六条 一、代表理事は、当会を代表してその職務を遂行する。

二、理事は、代表理事を補佐してその職務を遂行する。

(任期等)

第十七条 一、役員任期は、2年とする。

二、増員又は補欠のため就任した役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

第四章会議

(会議の種類)

第十八条 一、当会の会議は、総会・理事会・の2種とする。

二、総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(開催)

第十九条 一、通常総会は、2年毎に1回開催する。

二、臨時総会は、次の項目に該当する場合に開催する。

1. 代表理事が必要と認め、招集したとき。
 2. 会員の総数の2分の1以上から、会議の目的を記載した書面を、代表理事に提出したとき。
- 三、理事会は、必要に応じて開催する。
- 四、総会及び理事会の開催は、該当する会員数又は理事数の2分の1以上の出席がなければ開催することが出来ない。

(招集)

- 第二十条 一、総会は代表理事が、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面を、開催日の14日前までに通知しなければならない。
- 二、理事会は、特別な場合を除き定期開催とする。

(決議)

- 第二十一条 一、総会の決議は、出席した会員数の3分の2以上の賛同をもって可決する。
- 二、理事会の決議は、出席した理事数の3分の2以上の賛同をもって可決する。

(議事録)

- 第二十二条 総会及び理事会については、議事録を作成し、会員に対して報告しなければならない。

第五章事務局

(事務局の設置)

- 第二十三条 当会に、当会の事務を処理するための事務局を設置し、必要な職員を置く。

(事務局の運営)

- 第二十四条 事務局の運営に関して必要な事項は、代表理事が決定する。

第六章雑則

(雑則)

- 第二十五条 この定款に記載されていない事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。